

一般港湾運送業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2000	4	11 ～ 12	海上コンテナから木製部材(板状)の束をフォークリフトで積み出していたときに、コンテナ付近に立っていた者が倒れてきた荷に腰から下部を挟まれた。	611	6	10 ～ 29
2001	2	8 ～ 9	トラックターミナルの屋根の雪下ろし作業中、ターミナル内にトラックが入っていないかを確認しようとして、屋根の雪を下に落とすために敷いていた塩ビ波板(プラスチック製)に足を乗せてしまったため、足が滑り高さ約7mの軒先から地面に墜落した。	415	1	50 ～ 99
2001	2	9 ～ 10	岸壁に接岸した船の第2ハッチの船倉内で、建築用材木の束を荷揚げするため材木にスリングを掛けて浮かそうとしたときに、隣の下2段は空段にして6段に積まれていた材木の束が滑り落ち、5、6段目の材木が直撃した。	611	4	50 ～ 99
2001	4	21 ～ 22	曳航ボートで穀類(約250t)を積載した舢舨(はしけ)を曳航中に、舢舨に乗っていた者が海上に墜落して、溺死した。	239	1	50 ～ 99
2002	2	0 ～ 1	貯木場内の材木を徒歩により確認する作業中、水深2.6m、水温0度、氷の厚さ4～10cmの貯木場に転落し水死した。	419	10	1～ 9
2002	8	0 ～ 1	石油会社の構内において、20 tトレーラーで運ばれてきたコンテナ内の「白土」の袋(20 kg)をフォークリフトで倉庫へ移動させる作業中、急に気分が悪くなったので救急車で病院に移送したが死亡した。	715	11	10 ～ 29

2003	6	9 ～ 10	サイロ建屋前のトラックのプラットホーム上を覆う金属トタン製屋根に取り付けられた雨どいの清掃・さび取り・さび止め塗装作業で、1階に置いてあったさび取りブラシ等の用具を取りに行くため3階部分の窓の方に移動中に、明かり窓（0.95m×0.95m、厚さ6mmのガラスはめ込み）の上に乗ったため窓が割れて高さ約8mのところから墜落した。	415	1	～ 49	30
2004	1	9 ～ 10	前日より天井クレーンから異音がしていたため、被災者がガーダ上で点検作業を行っていたとき、クラブと配電盤に挟まれた。	211	7	～ 99	50
2005	12	16 ～ 17	倉庫ヤード内で、荷積みが完了した輸出用海貨コンテナを別の場所に移動するため、コンテナを載せたトレーラーにトラクタを連結しようと、トラクタをバックさせたところ、トレーラーに貨物搬入票を挟み込んでいた被災者が、トラクタとトレーラーとの間に挟まれた。	221	6	～ 29	10
2005	6	16 ～ 17	トレーラートラックに鋼管（12トン）を積載し、工場構内を15kmの速度で走行中、交差点で左から来た別のトレーラートラックの後部に衝突した。	221	3	～ 299	100
2006	12	9 ～ 10	事務所を出て、自社構内保税倉庫前を歩行中、倉庫内の原料パルプ（縦1590×横1700×高さ1640、約4t）を屋外に運び出していたフォークリフト（最大荷重7t、サイドクランプ型）にひかれ、荷の下に挟まれた。	222	7	～ 99	50
2008	8	13 ～ 14	倉庫でフォークリフトを使用して、輸入コンテナから荷姿状態の木材製品（約L3.9m、D1.1m、H1.2m、約2.3t）の取り出し作業中、荷を7段に積み上げられたパレットに乗せ、フォークを引き抜いた時、パレット付近で荷の確認作業をしていた被災者の上に荷が崩れ落ちた。	379	5	～ 29	10
2010	8	18 ～ 19	埠頭に停泊中の外国船籍貨物船（長さ208m、幅32m、総t数3万7000t）内において、制限荷重70tの揚貨装置を用いて粉末鉱石を荷卸しする作業中、甲板上で倒れていた被災者を同僚労働者が発見したものの。被災者は、船倉の蓋上からタラップを使用せずに、揚貨装置のはしご等を伝って上甲板通路に降りようとした際、当該揚貨装置が動き出し、高	215	1	～ 99	50

			さ2. 9 mの位置から上甲板通路に墜落し、死亡したとみられる。			
2011	4	11 ～ 12	被災者は同僚1名とショベルローダー（以下「ローダー」という。）で上屋4番口内にある粉状の肥料を同上屋1番口に運搬する作業を行っていた。上屋4番口内で被災者はローダーのバケットを接地せず、エンジンをかけたままパーキングブレーキをかけた状態でローダーから降りていたところ、被災者が降りたローダーが動き出し、上屋の壁とバケットに挟まれたもの。挟まれている被災者を同僚が見つけたが死亡した。	225	6	50 ～ 99
2011	12	10 ～ 11	倉庫内に保管されている500キログラムの肉骨粉が入っているフレコンバッグを倉庫の外にあるホッパーまでフォークリフトで運ぶためフォークリフトを降りて作業中、フォーク（爪）とフレコンバッグ上部に挟まれたものである。	222	7	10 ～ 29
2013	4	8 ～ 9	ホッパーでフレコンに飼料を詰め込む作業を、労働者5名（うち職長2名）で実施していた。作業完了後、ホッパー内に余った飼料を除去するため、被災者が職長の運転するバケット付きフォークを誘導し、ホッパー下に配置。被災者がホッパーを開口。バケット内に山積みになる飼料でホッパーの口部が閉塞しないよう、職長が独自の判断でフォークリフトを運転しバケット位置をずらしたところ、被災者がバケットとホッパー架台の間に挟まれた。	222	7	50 ～ 99
2015	4	7 ～ 8	うつ病と診断された休業中の労働者が自宅で自殺したもの。	921	90	100 ～ 299
2016	5	18 ～ 19	副組長（加害者）は、最大荷重32tのスプレッダーリフトを運転し空のコンテナを移動するため荷を無積載の状態です1号倉庫事務所前からデバン作業エリアに向かって走行中、1号倉庫からデバン作業エリアに向かって移動中の被災者と接触し、スプレッダーリフトの左前輪に轢かれた。副組長は、被災者と接触したことに気付かずそのまま作業をしていたところ他の作業員が敷地内で服臥位の状態の被災者を発見した。	222	7	10 ～ 29

2017	1	4 ～ 5	被災者は、港に舢舨を入港させる時、曳航ロープを短くする準備作業のため、舢舨のデッキ上を移動中、海に転落した。	239	10	30 ～ 49
2018	7	8 ～ 9	埠頭に接岸した船倉で、岸壁に設置したクローラクレーン（つり上げ荷重150t）を用いて7本組にしたH型钢（1本の長さ6m、重さ85キロ）を3束にまとめて荷揚げ作業中、吊上げていた鋼材が落下し、吊荷の下にいた被災者に当たり死亡した。	611	4	100 ～ 299
2019	8	8 ～ 10	社用車を運転して東に向かって走行していたところ、左折しなければならぬ箇所を直進してしまったため、岸壁の車止めを越えて海へ転落したものの。	231	17	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。